

2020年度 施策マネジメントシート (2019年度目標達成度評価)

政策体系	政策No.	002	くらし (みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり)	施策幹事課	安心安全課				
	施策No.	005	危機管理・防災力の充実と防災意識の向上	施策幹事課長名	石神 修				
施策関係課名		安心安全課、林務水産課、耕地課、土木課、建設施設管理課、建築住宅課、消防局総務課、消防局警防課、消防局情報司令課、消防局予防課							
1 基本計画期間 (2018年度～2022年度)における施策の方針									
市民の生命・財産を守るため、災害に備えた危機管理と防災力の充実、強化を図ります。 また、市民との連携による総合的な防災対策に取り組みます。									
2 施策の成果把握									
		◎目標達成 (100%以上)		△目標を未達成 (100%未満)					
①成果指標 (意図の達成度を示す指標)		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	防災に対する何らかの取組を行った市民の割合	%	成り行き値	72.4	2.4	2.4	2.4	2.4	更なる増加を目指します
			目標値	75.1	77.8	80.5	83.2	86.1	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	災害時の避難先を知っている市民の割合	%	成り行き値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	更なる増加を目指します
			目標値	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	救命講習等を受講した市民の割合	%	成り行き値	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	更なる増加を目指します
			目標値	8.4	8.5	8.7	8.8	9.0	
			実績値	8.4	7.9				
			達成率	100.0%	92.9%				
			結果	◎	△				
D	火災の年間発生件数 (5年間の平均)	%	成り行き値	56.6	56.6	56.6	56.6	56.6	更なる減少を目指します
			目標値	54.0	53.0	52.0	51.0	50.0	
			実績値	56.0	51.4				
			達成率	96.3%	103.0%				
			結果	△	◎				
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
②成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				③2022年度の目標値設定の考え方					
A 防災に対する何らかの取組を行った市民の割合 ※市民意識調査				平成29年度市民意識調査において実績値が72.4%であったが、市民に対し防災意識の向上や啓発活動を行っていくことから、目標値は熊本地震の影響で高水準であった2016年度の実績値である86.1%とする。					
B 災害時の避難先を知っている市民の割合 ※市民意識調査				平成29年度市民意識調査において実績値が80.0%と比較的高いが、最終目標は100%である。ただし、これまでも防災出前講座や自主防災組織避難訓練の支援などを実施しており、今後飛躍的な向上は望めないことから毎年1%ずつの向上を目指し、2022年度目標値を85.0%とする。					
C 救命講習等を受講した市民の割合 ※救命講習等を受講した市民/中学生以上の市民				少しでも多くの方に救命の連鎖の必要性を訴えることが重要であるため、上級救命講習回数を増やすなど対応を行った。加えて、消防一般業務の中で市民へ普及啓発活動を行うなど、受講者数増加に向けて積極的な取り組みを行うため、2018年度は救命講習受講者を前年度比1,000人増を目指し、目標値を8.4%とした。以降、毎年0.15%ずつの向上を目指し、2022年度目標値を9.0%とする。					
D 火災の年間発生件数 (5年間の平均) ※火災の年間発生件数 (5年間の平均) 1月～12月までの件数を翌年1月に集計				2014年から2017年までの4年間の平均が54.5件であったことから2018年度目標を54.0件とした。火災予防広報活動の積極的な推進や、消防法の改正で一般住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及促進を図ることで毎年1件分の削減を目指し、2022年度目標値を50.0件とする。					
E									
F									

<p>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題（総合計画より）</p> <p>近年、地球温暖化に起因する突発的で局地的な豪雨や、台風の大規模化による記録的な大雨等による土砂災害・冠水被害が発生しているほか、新燃岳・御鉢の噴火に伴う火山災害等が懸念されています。</p> <p>このような状況を踏まえ、市総合防災訓練等による関係機関等との連携強化を図るとともに、地域の現状に合った地区防災計画の作成や各種避難訓練等を通じた自主防災組織の活性化を推進し、市民の防災意識の向上や地域防災力の強化を図っていく必要があります。</p> <p>また、近年、火災の発生件数は減少傾向にあります。高齢化の進行や生活形態の多様化などに伴い、火災態様や救助・救急需要が複雑に変化していることから、消防団との連携により、火災予防啓発活動の強化を図るとともに、救急現場に居合わせた際、誰もが的確な応急手当や救命措置ができるよう、救命講習等を推進していく必要があります。</p> <p>さらに、がけ地に近接するなど、危険な場所にある住宅の移転促進のための情報の周知や災害危険箇所の整備を図るとともに、治水対策の計画的な実施により、防災・減災対策を推進していく必要があります。</p>	
<p>4 施策の現状</p>	
<p>① 2019年度施策の取組方針</p> <p>① 引き続き危険箇所の把握を行い、緊急性及び被災状況から優先順位を確認し、県と連携して事業を実施するとともに、浸水原因となりうる箇所や災害要因となる可能性のある溜池等を調査し対策に取り組み、市民への警戒危険箇所等の周知をしていく。また土地利用の状況や気象状況の変化を踏まえ、より効率的・効果的な排水対策を行っていく。また、がけ近接地など警戒及び危険箇所の市民への周知や住宅移転などの対策を進めていく。（事業1・2）</p> <p>② 市民への災害情報伝達を確実かつ円滑に行うため、防災行政無線の維持管理に努める。加えて情報伝達方法の多重化を進める。（事業1）</p> <p>③ 災害に対する行政対応力強化と関係機関との連携強化を図ることを目的に災害対策本部会議訓練を実施し、減災体制の機能を充実していく。（事業1）</p> <p>④ 災害発生の際は二次災害防止を念頭に、被災拡大防止と復旧に向け、計画的な全箇所の復旧を行う。（事業1）</p> <p>⑤ 「自助」「共助」への理解を深め、防災・防火・救命の知識向上を図るため、自主防災組織等を対象に防災出前講座や救命講習、地域防災活動支援などを行い、災害等発生時の減災と命を守る行動につなげる。（事業2・3）</p> <p>⑥ 要介護者など、避難行動に支援を要する者の避難支援体制を確立し、市民に対し制度周知を図る。（事業2）</p> <p>⑦ 地域の防災力及び防火力の強化のため、消防団の支援及び育成に努める。（事業2・3）</p> <p>⑧ 火災件数を少しでも減らすために、様々な場面で火災予防を呼びかけ、火災予防広報等の充実強化に努める。（事業3）</p> <p>⑨ 消防局及び消防団の消防車両の更新及び消防団詰所の整備を計画的に実施する。（事業3）</p>	<p>② 2019年度の取組方針の達成状況</p> <p>① 国・県に災害危険箇所の整備要望を行い、事業採択への調整を行った。国分福島地区の排水路工事発注及び隼人見次地区の排水路土砂災害を実施し、浸水被害軽減を図った。隼人地区のため池ハザードマップの作成と、地域防災検討会や地域防災学習会を実施し、地域の防災意識向上を図った。がけ近接地等の危険住宅の移転支援制度について市民へ周知し、1件は制度活用見込みとなった。② 防災行政無線屋外拡声器局の維持管理を実施するとともに、要配慮者利用施設へ防災行政無線戸別受信機を設置し、情報伝達方法を充実した。また、防災無線と各自治会が管理するコミュニティ無線との接続を推進した。③ 災害対策本部訓練を実施し、関係機関との連携体制強化を図り、課題の洗い出しを行った。本訓練により実際の災害対策本部の円滑な運営に繋がった。また、防災関連機関と情報交換を行い防災・減災に努めた。④ 災害発生に対し、早期に状況把握を行い、被災拡大防止や二次災害の防止に努めるとともに被災箇所の早期復旧を行った。⑤ 出前講座の開催や地域防災リーダー養成講座への地域代表者推薦などで、市民の防災に対する認識や地域防災組織の必要性の理解が深まった。3地区の自主防災組織による防災訓練の支援として防災知識に関する講座開催などを行い、防災活動の自主的な確立が図られた。総合防災訓練を実施し、災害発生時の地区住民の避難行動の動作確認と関係機関の連携強化に繋がった。救命講習等を実施することで救命に対する市民の理解・知識が深まった。⑥ 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成を、避難支援等関係者（自治公民館長等）に促した。また、避難行動要支援者名簿の更新を行った。⑦ 学生消防団活動制度や消防団協力事業所制度の充実・拡充に積極的に関わり、組織の活性化、地域防災力の向上が図られた。⑧ ホームページ、広報誌等を通じて、火災被害拡大防止のための意識啓発や住宅用火災警報器設置の必要性の周知を図った。⑨ 救急車2台、消防団車両5台を更新した。また消防団詰所の増築1、建替1の整備を行った。</p>
<p>5. 2020年度施策の取組方針</p> <p>① 引き続き危険箇所の把握を行い、緊急性及び被災状況から優先順位を確認し、県と連携して事業を実施するとともに、浸水原因となりうる箇所や災害要因となる可能性のある溜池等を調査し対策に取り組み、市民への警戒危険箇所等の周知をしていく。また土地利用の状況や気象状況の変化を踏まえ、より効率的・効果的な排水対策を行っていく。また、がけ近接地など警戒及び危険箇所の市民への周知や住宅移転などの対策を進めていく。（事業1・2）</p> <p>② 市民への災害情報伝達を確実かつ円滑に行うため、防災行政無線の維持管理に努める。加えて情報伝達方法の多重化を進める。（事業1）</p> <p>③ これまでの災害対策本部会議の状況を踏まえ、体制の見直しや新たな情報共有システム等の調査研究を進め、減災体制の機能を充実していく。（事業1）</p> <p>④ 災害発生の際は二次災害防止を念頭に、被災拡大防止と復旧に向け、計画的な全箇所の復旧を行う。（事業1）</p> <p>⑤ 「自助」「共助」への理解を深め、防災・防火・救命の知識向上を図るため、自主防災組織等を対象に防災出前講座や救命講習、地域防災活動支援などを行い、災害等発生時の減災と命を守る行動につなげる。（事業2・3）</p> <p>⑥ 要介護者など、避難行動に支援を要する者の避難支援体制を確立し、市民に対する制度周知を図る。また、自治会未加入者など地域との接点が希薄な市民に対する体制拡充を検討する。（事業2）</p> <p>⑦ 地域の防災力及び防火力の強化のため、消防団の支援及び育成に努める。（事業2・3）</p> <p>⑧ 火災件数を少しでも減らすために、様々な場面で火災予防を呼びかけ、火災予防広報等の充実強化に努める。（事業3）</p> <p>⑨ 消防局及び消防団の消防車両の更新及び消防団詰所の整備を計画的に実施する。（事業3）</p>	<p>6. 2021年度施策の取組方針</p> <p>① 継続的に危険箇所の把握を行い、緊急性及び被災状況から優先順位を確認し、国県と連携して事業を実施するとともに、土地利用の状況や気象状況の変化を踏まえ、より効率的・効果的な排水対策などの防災対策を行う。また、浸水原因となりうる箇所や災害要因となる可能性のある溜池等を調査し対策に取り組み、市民への危険箇所等の周知を行い、がけ近接地の住宅移転支援などの対策を進めていく。（事業1・2）</p> <p>② 市民への災害情報伝達を確実かつ円滑に行うため、防災行政無線の維持管理に努める。加えて情報伝達方法の多重化を進める。（事業1）</p> <p>③ これまでの災害対策本部会議の状況を踏まえ、体制の見直しや新たな情報共有システム等の調査、防災アプリの活用等により、減災体制の機能を充実していく。（事業1）</p> <p>④ 災害発生の際は二次災害防止を念頭に、被災拡大防止と復旧に向け、計画的な全箇所の復旧を行う。（事業1）</p> <p>⑤ 「自助」「共助」への理解を深め、防災・防火・救命の知識向上を図るため、自主防災組織等を対象に防災出前講座や救命講習、地域防災活動支援などを行い、災害等発生時の減災と命を守る行動につなげる。（事業2・3）</p> <p>⑥ 要介護者など、避難行動に支援を要する者の避難支援体制を確立し、市民に対する制度周知を図る。また、自治会未加入者など地域との接点が希薄な市民に対する体制拡充を検討する。（事業2）</p> <p>⑦ 地域の防災力及び防火力の強化のため、消防団の支援及び育成に努める。（事業2・3）</p> <p>⑧ 火災件数を少しでも減らすために、様々な場面で火災予防を呼びかけ、火災予防広報等の充実強化に努める。（事業3）</p> <p>⑨ 消防局及び消防団の消防車両の更新及び消防団詰所の整備を計画的に実施する。（事業3）</p> <p>⑩ 総合防災訓練を実施し、災害発生時の地区住民の避難行動の動作確認と関係機関の連携強化を図る。（事業2）</p>

政策体系	政策No.	002	基本事業名	災害に強い防災基盤の整備と災害復旧対策の推進	基本事業 主担当課	施策関係課と同じ
	施策No.	005				
	基本事業No.	001				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

災害から市民の生命・財産を守るため、災害危険箇所の整備や治水対策をはじめとした各種防災事業を推進するとともに、災害発生・災害予測時に、防災情報を市民へスムーズに伝えるため、伝達方法の拡充等の環境整備を図ることにより、災害に強い防災基盤の整備に努めます。また、災害発生後においては、被災箇所の被害拡大や二次災害の防止に努めるとともに、早期復旧を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■異常気象等による局所的な集中豪雨が増えてきており、災害規模の拡大化、都市化に伴う被害が拡大してきている。
 ■電波法の改正により防災行政無線のデジタル化を進めている。
 ■活動火山対策特別措置法の改正に伴い地域防災計画（火山災害対策編）の見直しが必要となり、これに基づく霧島山への新たな対策が求められている。
 ■桜島火山の噴火や地震等による津波災害等への防災対策についても迅速な対応が必要となってきている。

3. 2019年度基本事業の取組方針

- ① 土砂災害危険箇所の整備要望を国・県へ引続き行うとともに、地権者に対して危険箇所の認識と、整備に対する理解を求め、1件でも多くの事業採択になるよう努めていく。
- ② 国分福島地区の排水路整備を実施し、併せて隼人町見次地区の浸水対策に取り組む。
- ③ 新たにコミュニティ無線を整備する地区について、市民活動推進課と連携しながら、コミュニティ無線と防災無線の接続に対する理解を深め、接続を促進し迅速な避難行動へつなげていく。また、放送内容を確認できる自動音声案内装置の整備や要配慮者利用施設へ防災行政無線戸別受信機の設置を進め、他の情報伝達手段も調査研究し、情報伝達方法の多重化を促進する。
- ④ 災害発生時の減災対策として、災害対策本部訓練を実施し、関係機関との連携体制を強化し、情報共有や連携について災害発生時の動作確認を行う。
- ⑤ 豪雨や台風災害の発生に対して、二次災害防止を念頭に即座に調査し、必要に応じた被害拡大防止と復旧に向けた計画的な災害査定の実施に努め、全箇所の復旧を行う。
- ⑥ 異常気象等によるため池の被災により、人家及び公共施設の被害の防止を図るため、防災重点ため池の適切な維持、補強に向けた対策に取り組む。

4. 2019年度取組達成状況

- ① 土砂災害危険箇所の整備要望を国・県へ引続き行った。また、霧島地区で要望があった地区について、県と協議し事業採択に向けての同意等の調整を行った。
- ② 国分福島地区の排水路整備に伴う実施設計を行い、工事を発注できた。また、隼人町見次地区の排水路の土砂浚渫を実施し、浸水被害の軽減が図られた。
- ③ 防災行政無線屋外拡声子局を維持管理するとともに、要配慮者利用施設へ防災行政無線戸別受信機を設置し、情報伝達方法を充実させた。また、防災無線と各自治会が管理するコミュニティ無線との接続を推進した。
- ④ 災害対策本部訓練を実施し、災害発生時の行政と関係機関の連携体制強化を図り、動作確認による課題の洗い出しを行った。本訓練の実施により6月に災害対策本部を設置した際、円滑な運営に繋がった。また、気象台や各種防災機関と情報交換を行い、防災・減災に努めた。
- ⑤ 災害発生に対して早期に状況把握を行い、被害の拡大防止や二次災害防止に努めるとともに、被災箇所の早期復旧を行った。
- ⑥ 隼人町の朝日池・朝日西池・真用池・唐人池のハザードマップを作成し、関係する自治会にて地域防災検討会や地域防災学習会を実施し、防災意識の向上を図った。

5. 2020年度基本事業の取組方針

- ① 土砂災害危険箇所の整備要望を国・県へ引続き行うとともに、地権者に対して危険箇所の認識と、整備に対する理解を求め、1件でも多くの事業採択になるよう努めていく。
- ② 国分中央地区、隼人町見次地区、隼人町日当山地区、隼人町姫城地区の事業実施に向けて事業計画の策定を行う。
- ③ 新たにコミュニティ無線を整備する地区について、市民活動推進課と連携しながら、コミュニティ無線と防災無線の接続に対する理解を深め、接続を促進し迅速な避難行動へつなげていく。また、放送内容を確認できる自動音声案内装置の整備や要配慮者利用施設へ防災行政無線戸別受信機の設置を進め、他の情報伝達手段も調査研究し、情報伝達方法の多重化を促進する。なお、合併前にアナログで整備された移動系防災行政無線については、整備方針に基づき整備する。
- ④ 災害発生時の減災対策として、現状の災害対策本部体制の見直しや新たな情報共有方法の調査研究など、災害対応体制の機能充実を図る。
- ⑤ 豪雨や台風災害の発生に対して、二次災害防止を念頭に即座に調査し、必要に応じた被害拡大防止と復旧に向けた計画的な災害査定の実施に努め、全箇所の復旧を行う。
- ⑥ 異常気象等によるため池の被災により、人家や公共施設の被害の防止を図るため、防災重点ため池の適切な維持、補強に向けた対策に取り組む。

6. 2021年度基本事業の取組方針

- ① 土砂災害危険箇所の整備要望を国・県へ引続き行うとともに、地権者に対して危険箇所の認識と、整備に対する理解を求め、1件でも多くの事業採択になるよう努めていく。
- ② 隼人町日当山地区、隼人町姫城地区の浸水対策実施に向けて取り組む。
- ③ 新たにコミュニティ無線を整備する地区について、市民活動推進課と連携しながら、コミュニティ無線と防災無線の接続に対する理解を深め、接続を促進し迅速な避難行動へつなげていく。また、放送内容を確認できる自動音声案内装置や要配慮者利用施設へ配置する防災行政無線戸別受信機、2020年度で導入予定の防災アプリなどの活用に加え、それら以外での情報伝達手段も調査研究し、情報伝達方法の多重化を促進する。
- ④ 災害発生時の減災対策として、現状の災害対策本部体制の見直しや新たな情報共有方法の調査研究など、災害対応体制の機能充実を図る。また防災アプリを活用した対策本部の情報連携体制の強化を図る。
- ⑤ 豪雨や台風災害の発生に対して、二次災害防止を念頭に即座に調査し、必要に応じた被害拡大防止と復旧に向けた計画的な災害査定の実施に努め、全箇所の復旧を行う。
- ⑥ 利用度が低く、老朽化が著しく決壊等の危険度の高いため池や適切な管理がなされていないため池の統合や廃止に取り組む。

政策体系	政策No.	002	基本事業名	自助・共助を主体とした地域防災力の強化	基本事業 主担当課	安心安全課、建築住宅課、消防局警防課
	施策No.	005				
	基本事業No.	002				
1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）						
<p>地域の連帯感や防災意識の高揚を図るため、出前講座や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層に対して、災害時の対応行動や防災知識の普及啓発を行うなど、防災対策の充実を図ります。</p> <p>また、消防団員の高齢化等に伴い、消防団員の確保が喫緊の課題となっていることから、特に、若者や女性の消防団への加入促進等を通じ、担い手の確保と消防団活動の活性化を図ります。</p> <p>さらに、がけ地に近接するなど、危険な場所にある住宅の移転促進を図るため、移転に関する支援制度の周知に努めます。</p>						
2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？						
<p>■大規模な災害発生時に生命を守るためには自助・共助が重要であることの周知が進み、地域の防災対策の強化が求められている。</p> <p>■高齢化や過疎化により、特に山間部において避難行動要支援者を支援する人材が不足している。</p> <p>■消防団員の高齢化及び担い手不足が進行している。</p> <p>■災害は多種多様な傾向が想定されるので、消防職員と消防団員が協力して合同訓練等を取り入れ、地域住民の安全を確立する必要がある。</p>						
3. 2019年度基本事業の取組方針			4. 2019年度取組達成状況			
<p>① 出前講座等を通して、災害・防災に対する知識や災害に対する対処能力の向上と、防災における自主防災組織の必要性と災害時の地域連携の重要性を説明し、自助や共助の必要性を周知する。また地域防災の中核となる人材育成の支援を行う。</p> <p>② 防災訓練等を行う自主防災組織に対しては、情報伝達やアドバイスなど自主性を損なわないように要請に応じた支援を行い、防災活動の自主的な確立を図る。</p> <p>③ 自治公民館長等の避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成を促すとともに、既存の名簿を更新する。また、避難支援等関係者だけでなく市民に対してもホームページを活用した広報活動を行い、更なる制度周知を図る。</p> <p>④ 年々、消防団員が減少し平均年齢の上昇が進む中、大学生、専門学生など、若い力の消防団活動への参加が期待されているので、学生の消防団への入団を促進し組織の活性化・次世代の担い手育成を図っていく。また、機能別消防団員、女性消防団員の加入促進も図っていく。</p> <p>⑤ がけ地に近接している危険な住宅の移転促進のため、広報誌やホームページ等を活用し、移転に関する支援制度の周知に努める。</p> <p>⑥ 総合防災訓練を実施し、災害発生時の地区住民の避難行動の動作確認と関係機関の連携強化を図る。</p>			<p>① 出前講座を32箇所で開催し、防災に対する認識や地域防災組織の必要性への理解が深まった。また、県主催の地域防災リーダー養成講座に地域防災の中核となり得る市民2人を推薦した。</p> <p>② 自治公民館の自主防災組織による防災訓練が4地区で実施され、その際防災知識に関する講座開催などの支援を行い、防災活動の自主的な確立が図られた。</p> <p>③ 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成を、避難支援等関係者（自治公民館長等）に促した。また、避難行動要支援者となった方に避難支援等関係者へ名簿情報を提供してよいかの意思確認をし、既存の名簿の更新を行った。</p> <p>④ 大学生が1人、女性消防団員2人が入団し、組織の活性化、地域防災力の向上が図られた。また、学生消防団活動制度の導入、消防団協力事業所制度の拡充にも積極的に取り組んだ。</p> <p>⑤ 危険な場所にある住宅の移転支援制度について広報誌などによる周知を行った結果、4件の問い合わせがあり、うち1件は来年度以降に実施する見込みとなった。</p> <p>⑥ 総合防災訓練を実施し、災害発生時の地区住民の避難行動の動作確認と関係機関の連携強化を図った。</p>			
5. 2020年度基本事業の取組方針			6. 2021年度基本事業の取組方針			
<p>① 出前講座等を通して、災害・防災に対する知識や災害に対する対処能力の向上と、防災における自主防災組織の必要性と災害時の地域連携の重要性を説明し、自助や共助の必要性を周知する。また地域防災の中核となる人材育成の支援を行う。</p> <p>② 防災訓練等を行う自主防災組織に対しては、情報伝達やアドバイスなど自主性を損なわないように要請に応じた支援を行い、防災活動の自主的な確立を図る。</p> <p>③ 自治公民館長等の避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成を促すとともに、既存の名簿を更新する。また、制度の周知徹底を図ることで、自治会未加入者やマンション居住者など、比較的地域との接点の薄い方の個別計画の作成につなげる。</p> <p>④ 消防団員の減少が続く中、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図るため、大学生、専門学生、女性への加入促進を図り、組織の活性化と次世代の担い手育成を図っていく。</p> <p>⑤ がけ地に近接している危険な住宅の移転促進のため、広報誌やホームページ等を活用し、移転に関する支援制度の周知に努める。移転希望の1件について、支援制度を活用する。</p>			<p>① 出前講座等を通して、災害・防災に対する知識や災害に対する対処能力の向上と、防災における自主防災組織の必要性や災害時の地域連携の重要性を説明し、自助や共助の必要性を周知する。また地域防災の中核となる人材育成の支援を行う。</p> <p>② 防災訓練等を行う自主防災組織に対しては、情報伝達やアドバイスなど自主性を損なわないように要請に応じた支援を行い、防災活動の自主的な確立を図る。</p> <p>③ 自治公民館長等の避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成を促すとともに、既存の名簿を更新する。また、制度の周知徹底を図ることで、自治会未加入者やマンション居住者など、比較的地域との接点の薄い方の個別計画の作成につなげる。</p> <p>④ 消防団員が減少し、平均年齢の上昇が進む中、大学生などの入団や女性消防団員への加入を促進し組織の活性化、次世代の育成を図り、地域防災力の充実強化を図っていく。</p> <p>⑤ がけ地に近接している危険な住宅の移転促進のため、広報誌やホームページ等を活用し、移転に関する支援制度の周知に努める。</p> <p>⑥ 総合防災訓練を実施し、災害発生時の地区住民の避難行動の動作確認と関係機関の連携強化を図る。</p>			

政策体系	政策No.	002	基本事業名	火災の予防及び救急・救助体制の充実	基本事業 主担当課	消防局総務課、 消防局警防課、 消防局情報司令課、 消防局予防課
	施策No.	005				
	基本事業No.	003				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

火災予防広報、防火教室及び講習会の開催等を通じ、火災発生の未然防止を呼びかけるとともに、住宅火災から生命・財産を守るため、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理を促進します。
また、緊急時において、救命率の高い救急活動が行えるよう、救急隊員の知識・技能の充実を図るとともに、市民に対する応急手当の普及啓発のため、普通救命講習等の様々な講習を行います。
さらに、災害事故に迅速・的確に対応するため、消防職員及び消防団員への教育訓練等を通じ人材育成を図るとともに、防災施設、消防資機材等の計画的な整備を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

- 住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経過し、適切な維持管理や本体の新規取替への指導が求められる。
- 防災行政無線及び消防救急無線のデジタル化を進めている。
- 高齢化が進み、心肺停止事案が増加する傾向が考えられる為、より一層の応急手当普及啓発活動を行う必要性がある。

3. 2019年度基本事業の取組方針

- ① 応急手当普及員講習会等の救命講習や応急手当協力事業所への認定などについて、今後も継続し普及啓発活動を行う。また、応急手当講習会の単体開催のみではなく、様々な事業のプログラムの中に応急手当講習会等を組み込んでいく。
- ② 広報誌やホームページ、講習会を通じて、救命に対する必要性を啓発し、市民へのAEDの貸し出しに関するPRを実施する。
- ③ 住宅用火災警報器設置済み住宅について、電池切れに伴う誤作動等があり得ることを周知し、電池交換や定期点検の指導とあわせて、状況により新規買換えを呼びかける。また、未設置住宅に対しては継続的に設置を呼びかけ、設置率の向上に努める。
- ④ 消防局・消防団の消防車両の更新や消防団詰所の整備を計画的に実施する。

4. 2019年度取組達成状況

- ① 救命講習等の受講者総数は8,720人だった。応急手当に関する指導ができる応急手当普及員講習についても開催し、指導員の育成を行った。また、本年度は各事業所に出向き、熱中症に関する注意喚起等の講話も実施した。
- ② 広報誌やホームページを用いてPRした結果、AED貸し出しはイベント貸出数13回、対象人員226,049人だった。
- ③ 火災から生命・財産を守るため、また火災被害拡大防止のために住宅用火災警報器設置の必要性の認識度の向上に努めた。消防フェスタをはじめとして予防査察時や避難訓練時、イベント等でチラシ配布・呼びかけを実施するなど住宅用火災警報器の設置率の向上に努めた。
- ④ 救急車2台、消防団車両5台を更新した。また消防団詰所の増築1、建替1の整備を行った。

5. 2020年度基本事業の取組方針

- ① 応急手当普及員講習会などの救命講習について、広く一般市民に受講を促す。また、応急手当協力事業所の認定について、高齢者施設等を含め広く普及啓発を行う。
- ② 広報誌やホームページ、普通救命講習を通じて、救命に対する必要性を啓発し、市民へのAEDの貸し出しに関するPRを実施する。
- ③ 住宅用火災警報器設置済みの住宅について、電池切れに伴う誤作動等があり得ることを周知し、電池交換や定期点検の指導とあわせて、状況により新規買換えを呼びかける。また、未設置住宅に対しては継続的に設置を呼びかけ、設置率の向上に努める。
- ④ 消防局・消防団の消防車両の更新や消防団詰所の整備を計画的に実施する。

6. 2021年度基本事業の取組方針

- ① 応急手当普及員講習会などの救命講習について、広く一般市民に受講を促す。また、応急手当普及員を養成し数多くの事業所等で普通救命講習ができる態勢を整える。
- ② 広報誌やホームページ、普通救命講習を通じて、救命に対する必要性を啓発し、市民へのAEDの貸し出しに関するPRを実施する。
- ③ 住宅用火災警報器設置済みの住宅について、電池切れに伴う誤作動等があり得ることを周知し、電池交換や定期点検の指導とあわせて、状況により新規買換えを呼びかける。また、未設置住宅に対しては継続的に設置を呼びかけ、設置率の向上に努める。
- ④ 消防局・消防団の消防車両の更新や消防団詰所の整備を計画的に実施する。